

# 青森県報

号外第九十八号

平成二十三年  
十二月二十八日  
(水曜日)

## 目 次

公安委員会

委託講習等の実施に関する規則…………… (運転免許課) …… 一

## 公安委員会

委託講習等の実施に関する規則をここに公布する。

平成二十三年十二月二十八日

青森県公安委員会委員長 加 福 善 貞

青森県公安委員会規則第九号

委託講習等の実施に関する規則

委託講習の実施に関する規則 (昭和四十九年四月青森県公安委員会規則第四号) の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、青森県公安委員会 (以下「公安委員会」という。) が道路交通法 (昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。) 第百八条第一項の規定により委託して行う法第九十七条の二第一項第三号イに規定する認知機能に関する検査 (以下「認知機能検査」という。) 及び法第百八条の二第三項の規定により委託して行う講習 (以下「委託講習」という。) の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 安全運転管理者等講習 法第百八条の二第一項第一号に規定する講習をいう。
- 二 停止処分者講習 法第百八条の二第一項第三号に規定する講習をいう。
- 三 大型車講習 法第百八条の二第一項第四号に規定する講習のうち、大型免許を受けようとする者に対する講習をいう。
- 四 中型車講習 法第百八条の二第一項第四号に規定する講習のうち、中型免許を受けようとする者に対する講習をいう。
- 五 普通車講習 法第百八条の二第一項第四号に規定する講習のうち、普通免許を受けようとする者に対する講習をいう。
- 六 大型二輪車講習 法第百八条の二第一項第五号に規定する講習のうち、大型二輪免許を受けようとする者に対する講習をいう。
- 七 普通二輪車講習 法第百八条の二第一項第五号に規定する講習のうち、普通二輪免許を受けようとする者に対する講習をいう。
- 八 原付講習 法第百八条の二第一項第六号に規定する講習をいう。
- 九 大型旅客車講習 法第百八条の二第一項第七号に規定する講習のうち、大型第二種免許を受けようとする者に対する講習をいう。
- 十 中型旅客車講習 法第百八条の二第一項第七号に規定する講習のうち、中型第二種免許を受けようとする者に対する講習をいう。
- 十一 普通旅客車講習 法第百八条の二第一項第七号に規定する講習のうち、普通第二種免許を受けようとする者に対する講習をいう。
- 十二 応急救護処置講習 (一) 法第百八条の二第一項第八号に規定する講習のうち、大型免許、中型免許、普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許を受けようとする者に対する講習をいう。
- 十三 応急救護処置講習 (二) 法第百八条の二第一項第八号に規定する講習のうち、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとする者に対する講習をいう。
- 十四 更新時講習 法第百八条の二第一項第十一号に規定する講習のうち、運転免許証 (以下「免許証」という。) の更新を受けようとする者に対する講習をいう。
- 十五 特定失効者講習 法第百八条の二第一項第十一号に規定する講習のうち、特定失効者に対する講習をいう。
- 十六 高齢者講習 法第百八条の二第一項第十二号に規定する講習のうち、更新期

間が満了する日における年齢が七十歳以上の者に対する講習をいう。

十七 特定失効者講習（七十歳以上） 法第八十九条の二第一項第十二号に規定する講習のうち、法第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十歳以上の特定失効者に対する講習をいう。

十八 違反者講習 法第八十条の二第一項第十三号に規定する講習をいう。

十九 自動車等運転者特定任意講習 法第八十条の二第二項に規定する講習のうち、運転免許に係る講習等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第四号。以下「講習等規則」という。）第二条第一項第三号で定める基準に適合する講習をいう。

二十 特定任意高齢者講習（簡易講習（七十五歳未満）） 法第八十条の二第二項に規定する講習のうち、講習等規則第二条第一項第一号の表の区分欄の一の項で定める基準に適合する講習をいう。

二十一 特定任意高齢者講習（簡易講習（七十五歳以上）） 法第八十条の二第二項に規定する講習のうち、講習等規則第二条第一項第二号の表の区分欄の一の項で定める基準に適合する講習をいう。

二十二 特定任意高齢者講習（シニア運転者講習（七十五歳未満）） 法第八十条の二第二項に規定する講習のうち、講習等規則第二条第一項第一号の表の区分欄の二の項で定める基準に適合する講習をいう。

二十三 特定任意高齢者講習（シニア運転者講習（七十五歳以上）） 法第八十条の二第二項に規定する講習のうち、講習等規則第二条第一項第二号の表の区分欄の二の項で定める基準に適合する講習をいう。

二十四 チャレンジ講習（七十五歳未満） 法第八十条の二第二項に規定する講習のうち、免許証の更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上七十五歳未満の者に対し、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車及び原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運転に著しい影響を及ぼしているかどうかについての確認を行うための講習をいう。

二十五 チャレンジ講習（七十五歳以上） 法第八十条の二第二項に規定する講習のうち、免許証の更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上の者で、法第一条の四第二項の規定により受けた認知機能検査の結果について、道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号。以下「施行規則」という。）第二十九条の三第一項の式により算出した数値が零以下の者に対し、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に著しい影響を及ぼしているかどうかにか

ついでの確認を行うための講習をいう。

二十六 受託者 公安委員会から委託を受けて認知機能検査又は委託講習（以下「講習等」という。）を実施する者をいう。

二十七 認知機能検査員 認知機能検査に従事する者をいう。

二十八 講習指導員 委託講習の指導に従事する者をいう。

二十九 講師 安全運転管理者等講習の指導に従事する者として受託者から委嘱された者をいう。

（講習等の委託要件）

第三条 公安委員会は、別表第一の上欄に掲げる講習等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる委託要件を満たす法人に講習等の実施を委託することができる。

2 公安委員会が講習等の実施を委託することができる法人が置くべき認知機能検査員及び施行規則第三十八条の三ただし書の国家公安委員会規則で定める講習における講習指導員の必要数は、次に定めるところによる。

一 認知機能検査 認知機能検査員二人以上

二 停止処分者講習 停止処分者講習に係る講習指導員六人以上

三 高齢者講習 高齢者講習に係る講習指導員二人以上

四 違反者講習 違反者講習に係る講習指導員二人以上

（講習指導員等の要件）

第四条 認知機能検査員、講習指導員又は講師（以下「講習指導員等」という。）は、別表第二の上欄に掲げる講習等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる講習指導員等の要件を満たし、かつ、公安委員会の承認を受けた者とする。

（講習指導員等の承認）

第五条 受託者は、次の各号に該当する講習指導員等を選任又は委嘱しようとするときは、当該各号に掲げる申請書を、講習指導員等の要件を満たす者であることを証する書類の写しを添付の上、公安委員会に提出するものとする。

一 認知機能検査員を選任しようとするとき 認知機能検査員承認申請書（別記様式第一号）

二 講習指導員を選任しようとするとき 講習指導員承認申請書（別記様式第二号）

三 講師を委嘱しようとするとき 講師承認申請書（別記様式第三号）

2 公安委員会は、前項の申請書の提出を受け、講習指導員等として承認したときは、当該申請書を提出した者に対し、申請に係る講習指導員等を承認したことを通知するものとする。

( 講習指導員等の解任等 )

第六条 受託者は、講習指導員等が運転免許の行政処分を受け、又は講習指導員等として適当でないと認められる事由が生じたことにより、認知機能検査員及び講習指導員を解任し、若しくは必要と認める期間、講習等に従事することを禁止したとき、又は講師の委嘱を取り消し、若しくは必要と認める期間、講師として従事することを禁止したときは、講習指導員等解任等届出書（別記様式第四号）により、公安委員会に届け出なければならない。

2 公安委員会は、講習指導員等が運転免許の行政処分を受け、又は講習指導員等として適当でないと認められる事由を認知したときは、受託者に対し、当該講習指導員等について前項に規定する解任等の措置をとることを勧告するものとする。

( 提出書類 )

第七条 受託者は、別表第三の上欄に掲げる講習等の区分に応じ、同表下欄に掲げる書類を作成し、公安委員会に提出するものとする。

( 委任 )

第八条 この規則の施行に関して必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
  - 2 この規則の施行の際現に改正前の委託講習の実施に関する規則（昭和四十九年四月青森県公安委員会規則第四号）第四条の規定により講習指導員又は委嘱講師として承認されている者については、改正後の委託講習等の実施に関する規則（平成二十三年十二月青森県公安委員会規則第九号）第五条第二項に規定する公安委員会の承認を受けたものとみなす。
- 別表第一（第三条関係）

講習等の区分	委 託 要 件
認知機能検査	一 認知機能検査を行うために必要な建物、視聴覚器材その他の設備を確保していること。 二 認知機能検査の受付、実施、公安委員会への報告、検査結果の管理その他の事務を適正かつ確実に行う組織及び能力を有していること。 三 公安委員会から、高齢者講習又は特定失効者講習（七十歳

安全運転管理 者等講習	以上）の実施に係る委託を受けていること。 講習を行うために必要な建物、視聴覚教材その他の設備を確保していること。
停止処分者講習	一 講習を行うために必要な建物、コース、自動車等、運転適性検査器材、運転シミュレーター（四輪及び二輪）その他の設備を確保していること。 二 講習中の事故により生じた損害を補償するために必要な保険に加入していること。
大型車講習	一 講習を行うために必要な建物、コース、大型（貨物）自動車、運転シミュレーター（四輪）その他の設備を確保していること。 二 講習中の事故により生じた損害を補償するために必要な保険に加入していること。
中型車講習	一 講習を行うために必要な建物、コース、中型（貨物）自動車、運転シミュレーター（四輪）その他の設備を確保していること。 二 講習中の事故により生じた損害を補償するために必要な保険に加入していること。
普通車講習	一 講習を行うために必要な建物、コース、普通（乗用）自動車、運転シミュレーター（四輪）その他の設備を確保していること。 二 講習中の事故により生じた損害を補償するために必要な保険に加入していること。
大型二輪車講習	一 講習を行うために必要な建物、コース、大型自動二輪車、運転シミュレーター（二輪）その他の設備を確保していること。 二 講習中の事故により生じた損害を補償するために必要な保険に加入していること。
普通二輪車講習	一 講習を行うために必要な建物、コース、普通自動二輪車、

<p>習</p>	<p>運転シミュレーター（二輪）その他の設備を確保していること。                  二 講習中の事故により生じた損害を補償するために必要な保険に加入していること。</p>
<p>原付講習</p>	<p>一 講習を行うために必要な建物、コース、原動機付自転車、運転シミュレーター（二輪）その他の設備を確保していること。                  二 講習中の事故により生じた損害を補償するために必要な保険に加入していること。</p>
<p>大型旅客車講習</p>	<p>一 講習を行うために必要な建物、コース、大型（乗用）自動車、運転シミュレーター（四輪）その他の設備を確保していること。                  二 講習中の事故により生じた損害を補償するために必要な保険に加入していること。</p>
<p>中型旅客車講習</p>	<p>一 講習を行うために必要な建物、コース、中型（乗用）自動車、運転シミュレーター（四輪）その他の設備を確保していること。                  二 講習中の事故により生じた損害を補償するために必要な保険に加入していること。</p>
<p>普通旅客車講習</p>	<p>一 講習を行うために必要な建物、コース、普通（乗用）自動車、運転シミュレーター（四輪）その他の設備を確保していること。                  二 講習中の事故により生じた損害を補償するために必要な保険に加入していること。</p>
<p>心急救護処置講習（又は心急救護処置講習）</p>	<p>講習を行うために必要な建物、模擬人体装置、その他の設備を確保していること。</p>
<p>更新時講習又は特定失効者</p>	<p>講習を行うために必要な建物、視聴覚教材その他の設備を確保していること。</p>

<p>講習</p>	<p>一 講習を行うために必要な建物、コース、自動車等、運転適性検査器材、運転シミュレーター（四輪及び二輪）その他の設備を確保していること。                  二 講習中の事故により生じた損害を補償するために必要な保険に加入していること。</p>
<p>違反者講習</p>	<p>一 講習を行うために必要な建物、コース、自動車等、運転適性検査器材、運転シミュレーター（四輪及び二輪）その他の設備を確保していること。                  二 講習中の事故により生じた損害を補償するために必要な保険に加入していること。</p>
<p>自動車等運転者特定任意講習</p>	<p>講習を行うために必要な建物、運転適性検査器材その他の設備を確保していること。</p>
<p>特定任意高齢者講習（簡易講習（七十五歳未満）又は特定任意高齢者講習（簡易講習（七十五歳以上））</p>	<p>講習を行うために必要な建物、運転適性検査器材その他の設備を確保していること。</p>
<p>特定任意高齢者講習（シニア運転者講習（七十五歳未満）又は特定任意高齢者講習（シニア</p>	<p>一 講習を行うために必要な建物、コース、自動車等、運転適性検査器材、運転シミュレーター（四輪及び二輪）その他の設備を確保していること。                  二 講習中の事故により生じた損害を補償するために必要な保険に加入していること。</p>
<p>運転者講習</p>	<p>講習を行うために必要な建物、コース、自動車等、運転適性検査器材、運転シミュレーター（四輪及び二輪）その他の設備を確保していること。</p>

別表第二(第四条関係)

<p>(七十五歳以上)</p> <p>チャレンジ講習(七十五歳未満又はチャレンジ講習(七十五歳以上)</p>	<p>一 講習を行うために必要な建物、コース、自動車等その他の設備を確保していること。</p> <p>二 講習中の事故により生じた損害を補償するために必要な保険に加入していること。</p>
<p>講習等の区分</p> <p>認知機能検査</p>	<p>講習 指導員等の要件</p> <p>次の各号のいずれにも該当する者</p> <p>一 二十五歳以上の者</p> <p>二 認知機能検査の実施に関し、次のいずれかに該当する者</p> <p>イ 検査の実施に必要な技能及び知識に関する公安委員会が行う講習を受講した者</p> <p>ロ 検査の実施に必要な技能及び知識に関する公安委員会が行う審査に合格した者</p>
<p>安全運転管理 者等講習</p> <p>停止処分者講習</p>	<p>講習科目、内容等に応じ、専門的な知識、能力及び経験を有する者</p> <p>次の各号のいずれにも該当する者</p> <p>一 二十五歳以上の者</p> <p>二 講習における指導に用いる自動車等を運転することができ る免許(仮免許を除く。)を現に受けている者</p> <p>三 次のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 法第八十八条の四第一項第一号に規定する運転適性指導について不正な行為をしたため、運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して二年を経過していない者</p>

<p>四 次 の い ず れ に も 該 当 す る 者</p> <p>イ 運転適性指導に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>(1) 運転適性検査指導者資格者証の交付を受け、運転適性指導に関する業務に従事した経験の期間がおおむね一年以上ある者</p> <p>(2) 公安委員会が運転適性に関する業務に関し、(1)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者</p> <p>ロ 自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 普通自動車を用いた講習を指導する講習指導員については、普通自動車に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者又は普通自動車に係る届出教習所指導員研修課程を修了した者で、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね一年以上ある者</p> <p>(2) 二輪車を用いた講習を指導する講習指導員については、大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者又は大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車に係る届出教習所指導員研修課程を修了した者で、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね一年以上ある者</p>
---

<p>(3) 公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者</p> <p>五 次のいずれかに該当する者</p> <p>イ 公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者</p> <p>ロ 自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は違反者・停止処分者講習指導員研修を終了した者</p>	<p>大型車講習</p> <p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>一 道路交通法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十号。以下「平成十六年改正法」という。）による改正後の法第九十九条の三第四項の規定により教習指導員資格者証（大型）の交付を受けている者</p> <p>二 道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成十七年政令第八十三号）附則第五条第一項の規定により公安委員会が指定する研修又はこれに準じた教育として公安委員会が認めるものを終了した者であつて、次のいずれかに該当する者</p> <p>イ 道路交通法の一部を改正する法律（平成五年法律第四十三号）附則第七条に規定するみなし教習指導員（以下「みなし教習指導員」という。）のうち、同法による改正前の法（以下「平成五年改正前の法」という。）第九十九条第一項第三号の規定により、大型自動車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていた者</p> <p>ロ 平成十六年改正法による改正前の法第九十九条の三第四項の規定により教習指導員資格者証（大型）の交付を受けている者</p> <p>三 法第九十九条の三第四項第一号に該当する者（大型免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第一号。以下「届出規則」という。）第一条第二項第一号ロに規定する届出自動車教習所指導員研修課程（以下「届出自動車教習</p>
--	---

<p>所指導員研修課程」という。）で大型免許に係るものを修了した者であつて、同号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しない者</p>	<p>中型車講習</p> <p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>一 法第九十九条の三第四項の規定により教習指導員資格者証（中型）の交付を受けている者</p> <p>二 みなし教習指導員のうち、平成五年改正前の法第九十九条第一項第三号の規定により、大型自動車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていた者</p> <p>三 法第九十九条の三第四項第一号に該当する者（中型免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で中型免許に係るものを修了した者であつて、届出規則第一条第二項第一号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しない者</p>	<p>普通車講習</p> <p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>一 法第九十九条の三第四項の規定により教習指導員資格者証（普通）の交付を受けている者</p> <p>二 みなし教習指導員のうち、平成五年改正前の法第九十九条第一項第三号の規定により、普通自動車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていた者</p> <p>三 法第九十九条の三第四項第一号に該当する者（普通免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で普通免許に係るものを修了した者であつて、届出規則第一条第二項第一号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しない者</p>	<p>大型二輪車講習</p> <p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>一 法第九十九条の三第四項の規定により教習指導員資格者証（大自二）の交付を受けている者</p> <p>二 法第九十九条の三第四項第一号に該当する者（大型二輪免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で大型二輪免許に係るものを修了した者であつて、届出規則第一条第二項第一号ロ(1)から(5)までのいずれにも該当しない者</p>
---	--	--	---

<p>原付講習</p>	<p>次の各号のいずれにも該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 二十一歳以上の者</li> <li>二 原動機付自転車運転することができ、運転免許を現に受けている者で、当該免許を受けていた期間（運転免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年以上の者</li> <li>三 原動機付自転車の安全運転に関する技能及び知識を有し、運転指導の実務経験が豊富な者</li> <li>四 過去二年以内に運転免許の取消し又は運転免許の効力の停止の処分（以下「行政処分」という。）を受けたことがない者</li> <li>五 原付講習の指導について不正な行為をし、又は原付講習指導員として適当でないと認められる行為をしたことにより、その職を解任された日から起算して一年以上経過している者</li> <li>六 刑法に違反し罰金以上の刑に処され、その執行を終わり、若しくはその執行を受けることがなくなった日から起算</li> </ul>
<p>普通二輪車講習</p>	<p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 法第九十九条の三第四項の規定により教習指導員資格者証（普自二）の交付を受けている者</li> <li>二 みなし教習指導員のうち、平成五年改正前の法第九十九条第一項第三号の規定により、自動二輪車に係る技能指導員及び学科指導員に選任されていた者</li> <li>三 技能検定員審査等に関する規則の一部を改正する規則（平成八年国家公安委員会規則第九号）附則第九条の規定により、教習指導員資格者証（普自二）とみなされる教習指導員資格者証（自二）の交付を受けている者</li> <li>四 法第九十九条の三第四項第一号に該当する者（普通二輪免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で普通二輪免許に係るものを修了した者であつて、届出規則第一条第二項第一号口(1)から(5)までのいずれにも該当しない者</li> </ul>

<p>応急救護処置講習（又は応急救護処置講習）</p>	<p>講習に対応した免許に係る応急救護処置講習指導者として、公安委員会から認定された者</p>
<p>普通旅客車講習</p>	<p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 法第九十九条の三第四項の規定により教習指導員資格者証（普通二種）の交付を受けている者</li> <li>二 法第九十九条の三第四項第一号に該当する者（普通第二種免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で普通第二種免許に係るものを修了した者であつて、届出規則第一条第二項第一号口(1)から(5)までのいずれにも該当しない者</li> </ul>
<p>中型旅客車講習</p>	<p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 法第九十九条の三第四項の規定により教習指導員資格者証（中型二種）の交付を受けている者</li> <li>二 法第九十九条の三第四項第一号に該当する者（中型第二種免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で中型第二種免許に係るものを修了した者であつて、届出規則第一条第二項第一号口(1)から(5)までのいずれにも該当しない者</li> </ul>
<p>大型旅客車講習</p>	<p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 法第九十九条の三第四項の規定により教習指導員資格者証（大型二種）の交付を受けている者</li> <li>二 法第九十九条の三第四項第一号に該当する者（大型第二種免許に係るものに限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で大型第二種免許に係るものを修了した者であつて、届出規則第一条第二項第一号口(1)から(5)までのいずれにも該当しない者</li> </ul>
<p>七 その他</p>	<p>して二年以上経過している者又は現に起訴されていない者          その他人格、識見ともに優れ、原付講習指導員としてふさわしい者</p>

<p>更新時講習又は特定失効者講習</p> <p>高齢者講習又は特定失効者講習（七十歳以上）</p>	<p>習（一）</p> <p>自動車等の運転経歴、交通安全に関する業務の経歴等を考慮し、人格、知識、経験及び教育能力において十分な適格性を有すると認められる者</p> <p>次の各号のいずれにも該当する者</p> <p>一 二十五歳以上の者</p> <p>二 講習における指導に用いる自動車等を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けている者</p> <p>三 次のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 法第八十八条の四第一項第一号に規定する運転適性指導について不正な行為をしたため、運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して二年を経過していない者</p> <p>ロ 法第七十七条の四第四号の罪を犯し罰金以上の刑に処され、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過していない者</p> <p>ハ 自動車等の運転に関し、刑法第二百八条の二の罪若しくは同法第二十一条第二項の罪又は法に規定する罪（ロに規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過していない者</p> <p>四 次のいずれにも該当する者</p> <p>イ 運転適性指導に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>(1) 運転適性検査指導者資格者証の交付を受け、運転適性指導に関する業務に従事した経験の期間がおおむね一年以上ある者</p> <p>(2) 公安委員会が運転適性指導に関する業務に関し、(1)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者</p>
--	---

<p>違反者講習</p>	<p>ロ 自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 普通自動車を用いた講習を指導する講習指導員については、普通自動車に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者又は普通自動車に係る届出教習所指導員研修課程を修了した者で、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね一年以上ある者</p> <p>(2) 二輪車を用いた講習を指導する講習指導員については、大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者又は大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車に係る届出教習所指導員研修課程を修了した者で、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね一年以上ある者</p> <p>(3) 公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者</p> <p>五 次のいずれかに該当する者</p> <p>イ 公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者</p> <p>ロ 自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修を終了した者</p> <p>次の各号のいずれにも該当する者</p> <p>一 二十五歳以上の者</p> <p>二 講習における指導に用いる自動車等を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けている者</p> <p>三 次のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 法第八十八条の四第一項第一号に規定する運転適性指導について不正な行為をしたため、運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して二年を経過して</p>
--------------	--

いない者

口 法第十七条の四第四号の罪を犯し罰金以上の刑に処され、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者

ハ 自動車等の運転に関し、刑法第二百八条の二若しくは同法第二百十一条第二項の罪又は法に規定する罪（口に規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者

四 次のいずれにも該当する者

イ 運転適性指導に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。

(1) 運転適性検査指導者資格者証の交付を受け、運転適性指導に関する業務に従事した経験の期間がおおむね一年以上ある者

(2) 公安委員会が運転適性に関する業務に関し、(1)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者

ロ 自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者

(1) 普通自動車を用いた講習を指導する講習指導員については、普通自動車に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者又は普通自動車に係る届出教習所指導員研修課程を修了した者で、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね一年以上ある者

(2) 二輪車を用いた講習を指導する講習指導員については、大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者又は大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車に係る届出教習所指導員研修課程を修了した者で、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね一年以上ある者

(3) 公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者

五 次のいずれかに該当する者

イ 公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者

ロ 自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は違反者・停止処分者講習指導員研修を終了した者

自動車等運転者特定任意講習

自動車等の運転経歴、交通安全に関する業務の経歴等を考慮し、人格、知識、経験及び教育能力において十分な適格性を有すると認められる者

特定任意高齢者講習（簡易講習（七十五歳未満））、

次の各号のいずれにも該当する者

一 二十五歳以上の者

二 講習における指導に用いる自動車等を運転することができ

る免許（仮免許を除く。）を現に受けている者

三 次のいずれにも該当しない者

講習（七十五歳以上）、特定任意高齢者講習（シニア運転者講習（七十五歳未満））又は特定任意高齢者講習（シニア運転者講習（七十五歳以上））

イ 法第八十条の四第一項第一号に規定する運転適性指導員について不正な行為をしたため、運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して二年を経過していない者

ロ 法第十七条の四第四号の罪を犯し罰金以上の刑に処され、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者

ハ 自動車等の運転に関し、刑法第二百八条の二の罪若しくは同法第二百十一条第二項の罪又は法に規定する罪（口に規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者

四 次のいずれにも該当する者

- イ 運転適性指導に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。
- (1) 運転適性検査指導者資格者証の交付を受け、運転適性指導に関する業務に従事した経験の期間がおおむね一年以上ある者
  - (2) 公安委員会が運転適性指導に関する業務に関し、(1)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認めめる者
- ロ 自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者
- (1) 普通自動車を用いた講習を指導する講習指導員については、普通自動車に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者又は普通自動車に係る届出教習所指導員研修課程を修了した者で、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね一年以上ある者
  - (2) 二輪車を用いた講習を指導する講習指導員については、大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者又は大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車に係る届出教習所指導員研修課程を修了した者で、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね一年以上ある者
  - (3) 公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認めめる者
- 五 次のいずれかに該当する者
- イ 公安委員会が行う講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者
- ロ 自動車安全運転センターが実施する新任運転適正指導員研修、運転適正講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修を終了した者

別表第三（第七条関係）

チャレンジ講習（七十五歳未満）又はチャレンジ講習（七十五歳以上）	法第九十九条の二第四項の規定により公安委員会から技能検定員資格者証の交付を受けた者
講習等の区分 認知機能検査 安全運転管理者等講習	書 類 認知機能検査実施結果報告書（別記様式第五号） 一 委託講習資金計画書（別記様式第六号） 二 委託料収支計算書（別記様式第七号） 三 安全運転管理者等講習月間実施結果報告書（別記様式第八号） 四 安全運転管理者等講習実施結果報告書（別記様式第九号） 五 安全運転管理者等講習受講申請書送付書（別記様式第十号）
停止処分者講習	一 停止処分者講習実施結果報告書（別記様式第十一号） 二 考查実施結果報告書（別記様式第十二号）
大型車講習 中型車講習 普通車講習	大型車講習終了報告書（別記様式第十三号） 中型車講習終了報告書（別記様式第十四号） 普通車講習終了報告書（別記様式第十五号）
大型二輪車講習	大型二輪車講習終了報告書（別記様式第十六号）

普通二輪車講習	普通二輪車講習終了報告書（別記様式第十七号）
原付講習	原付講習終了報告書（別記様式第十八号）
大型旅客車講習	大型旅客車講習終了報告書（別記様式第十九号）
中型旅客車講習	中型旅客車講習終了報告書（別記様式第二十号）
普通旅客車講習	普通旅客車講習終了報告書（別記様式第二十一号）
応急救護処置講習（一）	応急救護処置講習（一）終了報告書（別記様式第二十二号）
応急救護処置講習（二）	応急救護処置講習（二）終了報告書（別記様式第二十三号）
更新時講習（又は特定失効者講習）	更新時・特定失効者講習実施結果報告書（別記様式第二十四号）
高齢者講習又は特定失効者講習（七十歳以上）	高齢者講習実施計画書（別記様式第二十五号） 高齢者講習実施結果報告書（別記様式第二十六号）
違反者講習	違反者講習月間実施結果報告書（別記様式第二十七号） 社会参加活動実施計画書（別記様式第二十八号） 違反者講習実施結果報告書（別記様式第二十九号）
自動車等運転者特定任意講習	自動車等運転者特定任意講習実施結果報告書（別記様式第三十号）
特定任意高齢者講習（簡易講習（七十五歳未満））、特定任意高齢者講習（簡易講習（七十五歳以上））、特	特定任意高齢者講習実施結果報告書（別記様式第三十一号）

特定任意高齢者講習（シニア運転者講習（七十五歳未満））又は特定任意高齢者講習（シニア運転者講習（七十五歳以上）） チャレンジ講習（七十五歳未満）又はチャレンジ講習（七十五歳以上）	チャレンジ講習実施結果報告書（別記様式第三十二号）
--	---------------------------

届出様式第1号

別記様式第1号（第5条関係）

	第 号 年 月 日
青森県公安委員会 殿	受託法人代表者職名 印
認知機能検査員承認申請書	
下記の者を認知機能検査員に選任したいので、承認願います。 記	
住 所	
氏 名 生 年 月 日	年 月 日生
職 歴 の 概 要	
資 格、免 許	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

届出様式第1号

別記様式第2号（第5条関係）

	第 号 年 月 日
青森県公安委員会 殿	受託法人代表者職名 印
講習指導員承認申請書	
下記の者を 承認願います。 記	
住 所	
氏 名 生 年 月 日	年 月 日生
職 歴 の 概 要	
資 格、免 許	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

	青森県公安委員会 殿	受託法人代表者職名 印	講師承認申請書	第 年 月 日
下記の者を安全運転管理者等講習の講師として委嘱したいので承認願います。 記				
住所 職業（勤務先） 氏名 生年月日				
委嘱期間	年 月 日 ～ 年 月 日			
経歴				
備考				

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

	青森県公安委員会 殿	受託法人代表者職名 印	講習指導員等解任等届出書	第 年 月 日
下記のとおり講習指導員等を解任・業務禁止・委嘱の取消しとしたので届け出 します。 記				
住所				
氏名 生年月日				
解任等に係る講習 指導員等の種類				
処 分 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 解 任</li> <li>・ 業 務 禁 止</li> <li>・ 委 嘱 の 取 消</li> </ul> ( 年 月 日 から 年 月 日まで )			
処 分 理 由				
備考				

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

2 該当部分を○で囲み、業務禁止の場合は、( ) 内に当該処分の始期及び  
終期を記載すること。





別記様式第九号

別記様式第9号 (第7条関係)

青森県公安委員会 殿		受託法人代表者職名 印									
安全運転管理者等講習実施結果報告書 ( 年度 )											
		受 講 者 数		受 講 者 数		受 講 率		未 受 講 者 数		第 年 月 日 号	
区分	受 講 対 象 者 数	正 管 理 者	副 管 理 者	正 管 理 者	副 管 理 者	正 管 理 者	副 管 理 者	正 管 理 者	副 管 理 者	正 管 理 者	副 管 理 者
署名											
青 森											
八 戸 前											
弘 前											
五所川原											
十和田											
三 沢											
黒 石											
む つ											
野 辺 地											
つ が る											
三 戸											
鱒 ヶ 沢											
青 森 南											
七 戸											
外 ヶ 浜											
五 戸											
板 柳											
大 間											
計											

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。  
 2 警察署別に未受講者名簿を作成し添付すること。

別記様式第十号

別記様式第10号 (第7条関係)

青森県公安委員会 殿		受託法人代表者職名 印			
安全運転管理者等講習受講申請書送付書					
年 月 日		会場で実施した			
学級において受理した安全運転管理者等講習受講申請書を送付します。					
記					
件 数	件	証紙金額合計	受 講 者 数		円
	警 察 署 名				人
					人
					人
					人
					人
					人
					人
					人
					人
					人

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。  
 2 学級名を記載すること。























(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭